

倉敷市玉島支所機械棟2階電気室受変電設備修繕

修繕特記仕様書

1 修 繕 の 名 称

倉敷市玉島支所機械棟2階電気室受変電設備修繕

2 修 繕 の 場 所

修 繕 対 象	住 所
倉敷市玉島支所機械棟2階電気室受変電設備	倉敷市玉島阿賀崎1丁目1番1号

3 修 繕 の 概 要

倉敷市玉島支所機械棟2階電気室受変電設備盤内の変圧器5台を更新する。

4 履 行 期 間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 修 繕 内 容

本修繕は、倉敷市玉島支所機械棟2階電気室受変電設備盤内の変圧器5台を更新するものである。既設変圧器5台については、微量PCB含有のため、撤去後に市指定場所へ運搬、配置する。

JIS 及びJEAC に従い、変圧器を選定し、事前に機器仕様書を提出すること。また、機器更新後に各種試験を実施すること。試験内容については協議後、承認を得ること。

(1) 機器仕様

機器仕様	台数
変圧器 スコット結線 油入 50kVA 三相 210V - 単層 210-105V×2 防振ゴム・耐震ストッパー付き	1
変圧器(屋内)(60Hz用)JIS C 4304-2013 油入 三相 6kV-210V 75kVA 防振ゴム・耐震ストッパー付き	1
変圧器(屋内)(60Hz用)JIS C 4304-2013 油入 三相 6kV-210/105V 100kVA 防振ゴム・耐震ストッパー付き	1
変圧器(屋内)(60Hz用)JIS C 4304-2013 油入 単相 6kV-210/105V 100kVA 防振ゴム・耐震ストッパー付き	2

(2)設置場所

図面を参照のこと。

6 特 記 事 項

(1) 諸法規の遵守

受注者は、本修繕の実施にあたり、適用を受ける関係法令及び規程を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

(2) 共通仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編・機械設備工事編・建築工事編:最新版)によるものとする。

(3) 現場責任者

受注者は、本修繕実施前に作業従事者のうち、技術者1名を現場責任者として選任し、発注者に通知すること。

(4) 作業日時、方法

受注者は、本修繕の実施にあたっては、事故のないよう細心の注意を払い、作業日時、作業方法等を発注者及び市営駐車場の指定管理者と十分協議の上、施設運営等に支障を生じないようにすること。

(5) 提出書類

名 称	部数	提 出 時 期
納入仕様書	2部	契約締結後速やかに
施工写真(着工前、施工中、完成後)	2部	完了後14日以内に
完成図書	2部	完了後14日以内に
修繕完了届	2部	完了後14日以内に
その他、発注者が指示するもの		

(6) 完了報告及び確認

受注者は、修繕を完了したときは14日以内に修繕完了届を発注者に提出し、発注者の確認を受けるものとする。

(7) 光熱及び水道等の利用

受注者は、本修繕に必要な光熱及び水道は、修繕計画書により発注者の承諾を得て無償で利用できるものとする。

(8) 損失負担

受注者は、本修繕実施に伴い発注者に損害を与えた場合は、直ちに発注者に報告し、損害を賠償すること。また、第三者に被害を及ぼした場合は、直ちに発注者に報告し、受注者の負担において補償を行うこと。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由によるときはこの限りでない。

7 一般共通事項

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本修繕に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 秘密の保持

ア. 受注者は、本修繕の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。

イ. 受注者は、本修繕に従事する者に対して、アの規定を遵守させなければならない。

ウ. 発注者は、受注者がア及びイの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本修繕に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

エ. アからウまでの規定は、本修繕に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

(3) 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本修繕の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(4) 修繕料の支払

ア. 受注者は6の(6)の修繕完了届が適正と認められた通知を受けた後、速やかに修繕料の請求書を発注者へ提出するものとする。

イ. 発注者は、正当な請求書を受理した日から30日以内に請求に係る修繕料を支払うものとする。

(5) 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(6) その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。